|  |  |
| --- | --- |
|  | 認定番号 　－ |

治ゆ（症状固定）報告書

　　　　　年　　　月　　　日

　地方公務員災害補償基金山梨県支部長　殿

被災職員　所　属

　　　　　氏　名

次の傷病については、治ゆ（症状固定）しましたので報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害発生年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 認定傷病名 |  |
| 治ゆ（症状固定）年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 最終通院日 | 年　　　月　　　日 |
| 最後に診療を受けた医療機関名 |  |
| 障害がある場合の障害の程度 |  |
| 上記のとおり相違ないことを証明します。  　　　　　年　　　月　　　日  　　　　所属長職氏名 | |

（注意）

　１　この報告書は、主治医の診断に基づいて、認定傷病が全て治ゆ（症状固定）したときに所属機関を経由して支部長あてに速　　　やかに提出してください。

　２　「治ゆ」とは、完全治ゆのみではなく、症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった状態を含みます。

　３　「障害がある場合の障害の程度」の欄は、傷病が治ゆ（症状固定）したときに、地方公務員災害補償法別表に定める程度の　　　障害があると主治医に診断された場合のみ記入してください。

**治ゆ（症状固定）について**

**○治ゆ（症状固定）の考え方**

　完全治ゆ…いっさいの医療措置を必要としなくなった全治、全快の状態

　症状固定…医学上認められる治療方法では、もはや医療効果が期待できない状態

　したがって、療養を継続しても、それ以上は症状の改善が見込めない状態となった場　合は、たとえ疼痛などの残存症状が残り、それに対する対症療法（一時的に痛みを抑　えるだけの治療等）が行われていても、当該傷病は「治ゆ（症状固定）」したことと　なり、療養補償の対象とはなりません。

　（例）

　・骨折や捻挫などで、しびれや痛みの神経症状は残っているが、対症療法だけを行う　　状態になったとき。

　・素因又は基礎疾患（椎間板ヘルニア、腰椎分離症、すべり症など）のある職員が、　　公務により腰痛等を発症又は増悪したとして認定された場合、急性期の痛みがなく　　なり、慢性的な痛みが残っている状態となったとき。

**○治ゆ（症状固定）の報告**

　認定された傷病のすべてが治ゆ（症状固定）した時は、「治ゆ（症状固定）報告書」　を任命権者を経由して基金支部へ提出してください。

※治ゆ（症状固定）後の対症療法や経過観察等については、共済組合員証・健康保険証　で受診することとなります。

※治ゆ（症状固定）の際、残存障害がある場合は、「治ゆ（症状固定）報告書」と併せ　て、「残存障害診断書」（支部に様式があります。）を提出してください。

**○障害補償の請求**

　傷病が治ゆ（症状固定）した際、地方公務員災害補償法第29条に規定する障害等級に　該当する程度の障害がある場合は、基金支部へ障害補償を請求することができます。　医師と相談の上、該当すると思われる場合は、事前に基金支部へ連絡するとともに、　次の書類を提出していただきます。（支部から様式を送付します。）

　・障害補償請求書（支部から様式を送付します。）

　・残存障害診断書（治ゆ（症状固定）報告書と併せて提出）

　・その他必要な添付資料（レントゲン写真、写真など）